

ふるさと納税と市民税控除額の推移

ふるさと納税とは

応援したい自治体へ寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と個人住民税から一定限度までそれぞれ控除が受けられる制度です。

本市の現状

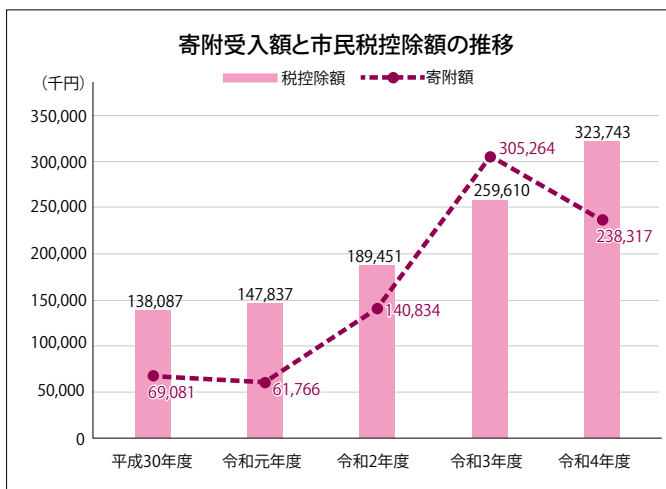
本市では、子どもたちのための基金積立や地域の課題を解決しようとする市民活動団体への補助といった使い道の拡充をはじめ、ポータルサイトの追加や返礼品の充実などに取り組んでいます。

しかしながら、昨年度は物価高を背景とした全国的な返礼品のトレンド変化などにより、一昨年度の寄附額を下回りました。

一方で、市民の皆さまが他の自治体へ寄附すると、本来本市に納める市民税から控除されるため、本市への寄附額より税控除額が大幅に上回り、赤字の状況が続いています。

企画政策課

☎・有(582)1162 FAX(582)0539



車いすお出かけ応援事業

～福祉車両の貸し出しを充実しました！～

市社協では、車いすを使用する人の「お出かけ応援」として車いす対応の福祉車両を貸し出しています。利用者からは「車いす利用者の母と外出ができ、互いにリフレッシュできました」とうれしい声をいただいています。

対市内在住で車いすを使用する人

¥10kmにつき100円(10km未満切り上げ)

持申請書、誓約書、運転者の運転免許証

申使用日の7日前までに申請書を市社協へ提出。

他使用条件など詳しくは、市社協へお問い合わせください。



車いすお出かけ
応援事業

守山市社会福祉協議会

☎・有(583)2923 FAX(582)1615

✉fukushi@moriyama-shakyo.or.jp



ホームページ

こんなときにご活用ください

通院・施設からの一時帰宅、家族での外出 など



10月に車いす対応の車両(2台)を寄贈いただきました



ある社会福祉士のひとこと

生活福祉資金貸付制度

滋賀県社協が実施主体、市社協が相談窓口となり、低所得の世帯、障害者世帯、高齢者世帯など、それぞれの状況と必要に合わせた資金(例:就職に必要な知識・技術などの習得、高校・大学などへの就学、介護サービス利用費など)の貸し付けを行っています。

資金の貸し付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。貸付対象・条件など詳しくは、市社協へお問い合わせください。

